

基本方針 1 3Rの推進

1 現状と課題

(1) 廃棄物の発生抑制・再使用の推進

一般廃棄物排出量は、日常生活における削減及び低減の取組により、十数年間減少傾向が続いていたものの、近年は減少が足踏みしています。1人1日当たりの排出量を生活系・事業系の内訳でみると、生活系は減少している一方、事業系はほぼ横ばいとなっています。2020年から世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症拡大に伴い生活様式が変化しつつあり、今後の廃棄物の排出状況に影響することも考えられます。

県民のインターネットモニターアンケート調査結果(2020年度県調査)では、ごみ問題への高い関心や、「3R」の言葉の浸透がうかがえます。また県民の皆様と県幹部職員との意見交換の場である県政さわやかタウンミーティングでは、世界的な問題となっているプラスチックごみ削減の取組や、ポイ捨て防止の徹底などを求める声があります。

日常生活のあらゆる場面において、ごみ減量、リサイクルの意識啓発を強化し、生活系、事業系を含めた一般廃棄物全体の削減対策を継続する必要があります。

産業廃棄物では、建設リサイクル法に基づく建設廃棄物の分別解体及び再資源化等は着実に進展しており、建設廃棄物全般の再資源化率・縮減率は高いレベルとなっていますが、建設副産物は最終処分量に占める割合が大きいため、更に発生を抑制するとともに、建設資材として有効に活用することが必要です。

図表 28 建設リサイクル再資源化等状況(平成30年度実績) (単位: %)

対象品目		全国	静岡県	H6度目標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.5	99.8	99.0
コンクリート塊		99.3	97.9	99.0
建設発生木材	再資源化・縮減率	96.2	85.2	97.0
建設汚泥		94.6	96.3	95.0
建設混合廃棄物	排出率 *	3.1	2.2	3.5
	再資源化・縮減率	63.2	55.2	-
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	97.2	96.4	-

* 排出率: 全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

(出典) 全国、目標: 建設リサイクル推進計画2020 令和2年9月30日

静岡県: 平成30年度建設副産物実態調査結果(中部地方版) 令和2年1月24日

また廃棄物の再資源化が進む一方、リサイクル製品には、素材としての品質低下、製品単価、需要と供給のミスマッチなど解決すべき課題があります。

そのほかの多量排出事業者等における排出抑制や再生利用の積極的な取組を推進する必要があります。

食品リサイクルについては、川上である食品製造業から川下である外食産業に向かうにしたがって再生利用が減っており、再生利用率を向上させることが必要です。

図表 29 食品廃棄物等の再生利用の状況

	食品廃棄物等の 年間発生量	再生利用量	再生利用率
食品製造業	714,547t	617,189t	86.4%
食品卸売業	4,325t	2,327t	53.8%
食品小売業	26,672t	6,542t	24.5%
外食産業	16,893t	4,548t	26.9%
食品産業計	762,437t	630,606t	82.7%

出典：食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における「都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量」集計結果より静岡県データ抜粋（農林水産省公表・平成30年度実績）

(2) プラスチックごみ対策の推進

プラスチックごみの増加に伴う海洋プラスチックごみによる海洋汚染や生態系への影響が懸念され、国際的な課題となっており、プラスチック製品を使用する生活スタイルを見直し、プラスチックごみの発生を抑制するとともに、ポイ捨て防止や回収などへの意識啓発を図るなど、海洋流出を防止する必要があります。また、弁当容器等の使い捨て製品に使用されるプラスチックの削減のため、プラスチックから代替素材への転換を進める必要があります。

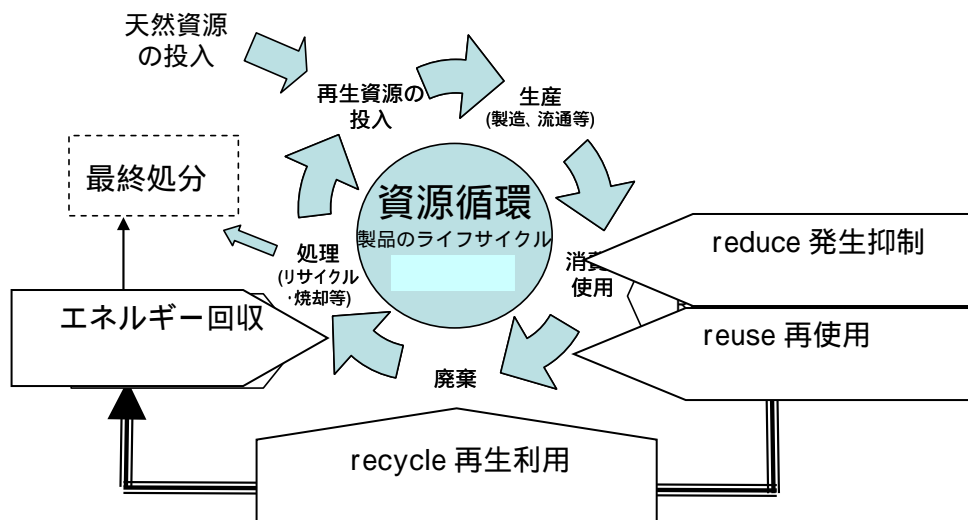
2 取組方針

循環基本法で定められている、Reduce 発生抑制、Reuse 再使用、Recycle 再生利用、エネルギー回収という優先順位を踏まえ取組を進めます。

最も優先順位の高い Reduce 発生抑制は、廃棄物の減量のために最優先で取り組まなければならないことから、実際の行動に結び付けやすいように、生活のあらゆる場面において重点的に取り組むこととします。

廃棄物の発生抑制のため、一般廃棄物は、生活系ごみの削減のため家庭での取組を更に呼び掛けるほか、事業系ごみの削減のため地域の主要産業などの特徴を踏まえた市町ごとの効果的な事例を調査・紹介するなどにより、支援します。また、産業廃棄物は、廃棄物発生量への影響も大きいことから、多量排出事業者の発生抑制等の指導強化に取り組めます。

プラスチック資源循環について、国の「プラスチック資源循環戦略」等を踏まえて、本県独自の静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」を展開するほか、賢いプラスチック利用の推進やプラスチックのリサイクルの徹底に取り組むこととします。



図表 30 循環型社会の考え方

3 具体的取組

(1) 廃棄物の発生抑制・再使用の推進

ア 衣・食・住で取り組む発生抑制

【衣(衣類ごみの削減)】

衣料は、行政回収や集団回収のほか、大型小売店等での店頭回収、ネットオークションやフリーマーケットでの販売等、様々な回収ルートが形成されつつあります。

不用品が、ごみにならずに次の所有者に引き継がれたり仕立て直されたりすることで、新たな価値と役割が与えられ、循環していく仕組みづくりを積極的に広報啓発します。

【食(食品ロスの削減)】

県民、事業者、行政等が一体となり、食品ロスの削減に取り組みます。環境教育や消費者教育、事業者向け講習会等を実施したり、県民に対し食品ロス削減の3つのポイント「買いすぎない」「使いきる」「食べきる」を啓発します。

フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結し、生活困窮者への支援にもつながるため、県民や事業者に対し、フードドライブの活用などの啓発を行い、県内のフードバンク活動団体の取組を支援します。

【住(くらしの無駄削減)】

レジ袋や紙コップなど使い捨て型製品に替えてマイバッグやマイボトルの利用、過剰包装の辞退など、環境に配慮したライフスタイルが定着・拡大するよう啓発に努めます。

プラスチック製品の衛生面、機能面での優れた特性を活かし、生活の取り入れて賢く使う一方で、安易に使い捨てをしないよう、県民の意識への浸透を図ります。

特設サイト「くらしのごみ削減ナビ「Rのあるくらし」」において、家庭におけるごみ削減に関する情報を分かりやすく提供し、県民のごみ削減に向けた具体的な行動を促します。

可燃物や最終処分される廃棄物の中には、まだ再生可能な資源も多く含まれています。市町が実施する分別収集、民間による古紙回収、ペットボトル店頭回収等の更なる資源循環の取組への協力、各種リサイクル法に基づく適正処理等の徹底を図り、質の向上や更なる回収量の増加により最終処分量の減量に努めます。

古紙回収は、市町による回収のほか、事業者のコンテナ等による回収等が増え、県民にも資源として回収する意識が広がりつつありますが、可燃物に混じって捨てられる雑紙等の紙ごみも見られることから、分別の更なる呼び掛けの徹底を図ります。

家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う不用品回収業者対策として、県民に適正な処理方法の周知・啓発に努めます。

平成 21 年 6 月に施行された長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)に基づき、長期間にわたって使用可能な「長期優良住宅」の普及啓発を図ります。

官民連携による空き家等利活用の検討や、リフォームに対する税制上の優遇措置、市町の助成制度、金融機関のローン優遇制度などの周知により、既存ストックの有効活用を図り、建築物の解体・建替えによる建設廃材処分等の環境負荷の低減を推進します。

コラム（案） 使用済紙おむつリサイクルの動き

日本は65歳以上の老年人口が3割を占める高齢社会となっており、使用済紙おむつの排出量は、208万トン/年（2015年）から、245万トン/年（2030年）へと大きく増加していくと推計されています。

使用済紙おむつは、し尿を吸収して水分が多く発熱量が小さいため、焼却等ではごみ処理施設に負荷がかかりますが、素材としては上質パルプ、樹脂、高分子吸収材（SAP）から構成されており、リサイクルによりパルプ等の有効利用が可能です。

リサイクルにより、自治体でも可燃ごみが減少するため、焼却炉の更新時に規模の最適化や廃棄物処理費用の最小化等につながるほか、焼却に助燃剤を使う場合は使用量削減もでき、コスト削減にもつながります。

環境省では2020年3月に「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を策定しており、この中で4つの先進事例が紹介されています。

- ・福岡県大木町：紙・パルプの回収と再生利用
- ・鹿児島県志布志市：使用済紙おむつの水平リサイクル
- ・千葉県松戸市：パルプ・プラスチックと熱回収
- ・鳥取県伯耆町：使用済紙おむつの燃料化

このうち志布志市では、紙おむつ製造会社のユニ・チャーム等と分別回収・リサイクルの実証実験を行っており、リサイクルの効果が次のとおり報告されています。

- ・二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が87%減少。
- ・大人用の紙おむつ100人分を1年間リサイクルすると、2トン積みのごみ収集車約23台分のごみが減り、100本分の森林資源を使わなくてすむ。

ユニ・チャームでは、使用済紙おむつをリサイクルして再生紙おむつを製造する「水平リサイクル」を世界で初めて行ったという紙おむつを2022年に発売する予定です。

これらの動きを踏まえて、使用済紙おむつのリサイクルを検討していく必要があります。



出典：環境省「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」 啓発パンフレット

コラム（案）

地球温暖化防止「県民運動ふじのくにCOOLチャレンジ」と連携した取組

「クルポ」を活用した県民の行動変容の推進

県では、スマートフォン等のアプリ「クルポ」を活用し、県民の皆様を楽しみながら地球温暖化防止の取組を実践していただく取組をしています。

資源循環分野の取組も地球温暖化防止に寄与することからクルポでの取組をきっかけに、環境に良い行動を意識付けることで、県民の新しいライフスタイルの定着を目指します。

<概要>

- ・スマートフォン等の無料アプリ「クルポ」をダウンロード後、協力店等で温暖化防止活動（アクションメニュー）をし、アプリでQRコードを読み込むことで、ポイントを獲得
- ・貯めたポイントに応じ、抽選で景品を獲得できることで、参加者のモチベーションを向上



<アクションメニュー>

- ・20種類以上のメニュー、県内約3,000か所のポイント獲得スポットを用意。

主なアクションメニュー	内容
リサイクルBOXの利用	スーパー等のリサイクルBOXでの分別
飲食店等での食べきり	飲食店等での食べきりによる食品ロス削減
レジ袋削減	県内セブンイレブンでレジ袋を断る
クール/ウォームシェア	県内公共施設等でのクール/ウォームシェア
環境イベントへの参加	実行委員会が認定する環境イベントへの参加
公共交通機関の利用	バス、電車の利用（富士市、掛川市）

<事業主体>

県、企業、団体、市町等で構成する実行委員会にて実施。

ふじのくにCOOLチャレンジ実行委員会（令和2年6月現在）	
委員長	静岡県地球温暖化防止活動推進センター長 佐藤博明 （元静岡大学学長）
副委員長	静岡県暮らし・環境部長
構成員	行政（県・市町）36団体、民間企業12社、事業者団体6団体、 市民団体等5団体、県内民放テレビ局4社 計63団体
事務局	静岡県地球温暖化防止活動推進センター

コラム（案）

海洋プラスチックごみ 6 R 県民運動

世界では毎年 800 万トンものプラスチックごみが海に流れ込んでいると推計されています。本県の海岸でも、暮らしの中から出たと思われるペットボトルやレジ袋などが大量に見つかっています。

プラスチックは私たちの生活に欠かせない素材ですが、自然分解されにくく、小さく砕けても長期にわたり海に残存するため、生態系や人の健康への影響が懸念されています。また、日本の 1 人当たりのプラスチック容器包装の廃棄量は世界で 2 番目に多いと言われています。

本県は 500km を超える長い海岸線を有し、アカウミガメの産卵場所になるなど、多くの生き物が命を育む場となっています。こうした環境を守るために私たち 1 人ひとりがプラスチックを削減し、さらに海に流出させないように取り組むことが必要です。

県では、令和元年 5 月から、プラスチックごみ削減のため、従来の 3 R に、新たな視点での R（3 つの R）を加え、本県独自の 6 R として、海洋プラスチック問題の解決に向けた取組を開始しました。

皆さんの現在の行動が未来の海を守ります。1 人ひとりができる取組を増やしていきましょう。

本県独自の 3 R

+

従来の 3 R

Refuse

- ・レジ袋を断ろう
- ・使い捨てスプーンやフォークを断ろう
- ・過剰な包装を断ろう

Return

- ・店頭回収を利用しよう
- ・外出時のごみを持ち帰ろう（ポイ捨てしない！）

Recover

- ・清掃活動に参加しよう
- ・落ちているごみは拾おう

Reduce

- ・マイバッグを常に持ち歩こう
- ・マイボトルを持とう
- ・ばら売りや量り売りを利用しよう

Reuse

- ・詰め替え容器を使おう
- ・クリーニングハンガーを店に戻そう
- ・フリーマーケットを利用しよう

Recycle

- ・市町のルールに従って分別しよう
- ・資源回収に出そう

各市町HP・広報などを確認
※県ウェブサイトでも分別方法紹介中
「Rのある暮らし」 **Q** 検索



社員で道路や緑地帯、河川の清掃を行っています。（県西部の企業）



オリジナル人形劇を作って、海洋プラスチックごみの防止を呼び掛けています。（県中部の団体）



地元女性団体と連携し、スーパーマーケットでマイバッグキャンペーンを実施しました。（熱海市）

(コラム) 古紙は正しく分別を！

紙の原料にならない禁忌品が混ざっていると、紙を作る上で重大な障害が起こります。分別時に混ざらないように御協力をお願いします。

(出典：「公益財団法人古紙再生促進センター」ホームページ)

禁忌品

紙

粘着物のついた封筒 防水加工された紙 裏カーボン紙、ノーカーボン紙 圧着はがき 感熱紙 印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙 プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙 金・銀などの金属が箔押しされた紙 捺染紙 感熱性発泡紙 合成紙 臭いのついた紙 水に濡れた紙、油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやタオルペーパー、食品残さなどで汚れた紙

紙以外

粘着テープ類 フィルムの金具 金属クリップ類

イ ごみ処理有料化の推進

県は、国のガイドライン「一般廃棄物処理有料化の手引き(H25.4)」を活用しながら、一般廃棄物の発生抑制と再利用・再資源化を推進する方策の一つとしてごみ処理有料化を検討するよう市町へ働き掛けてきました。国は、平成31年4月以降に、国の交付金等を活用し、ごみ焼却施設を新設する場合には、ごみ処理の有料化の検討を交付要件とするとしています。ごみ排出量の削減を目的に、処理手数料を含めた指定袋の販売や、搬入重量に応じた手数料徴収が、多くの市町で行われています。ごみ処理の有料化の実施は、排出者となる住民に新たな負担を求めることになるため、市町は導入に当たって慎重になりがちですが、効果的な代替措置がない場合は、今後も導入や改善を働きかけていきます。

図表 31 静岡県内の一般廃棄物処理の有料化状況（令和元年 10 月 1 日現在）

収集ごみ		直接搬入ごみ	
生活系	事業系	生活系	事業系
48.6% 17 / 35 市町 (全国平均 62.4%)	100% 32 / 32 市町 1	82.4% 28 / 34 市町 2	100% 33 / 33 市町 3

収集ごみ ...ごみ集積所に出された指定袋を許可業者等が収集するもので、指定袋に処理手数料が上乘せ販売されている。

直接搬入ごみ...粗大ごみ等を自己車両によって、廃棄物処理場に直接搬入するもので、搬入重量によって手数料が徴収されている。

- 1 焼津市、吉田町、川根本町は収集なし 2 清水町は搬入なし
3 清水町、森町は搬入なし

ウ 排出事業者における廃棄物削減の取組の推進

排出事業者には、製造物等の原料選択や製造方法等の検討により、廃棄物の排出削減や再資源化、最終処分量の減少に努めていただくことが必要なため、3Rの考え方や取組について積極的に紹介し、取組を促進します。

エ 各種リサイクルの推進

小型家電リサイクルの促進

小型家電リサイクル法に基づく回収について、全市町が実施するよう促します。また、県民が安易に廃棄することなく市町回収や認定事業者等による回収を利用するよう促し、回収量を増やすことにより、廃小型家電に利用されている鉄、レアメタル等の有用金属の再生利用を推進します。

食品リサイクルの推進

食品ロス(食品廃棄物)の削減を進めるとともに、廃棄せざるを得ないものについてはサプライチェーンの川下である外食産業等や家庭での再生利用をより進めていく取組を支援します。

容器包装リサイクルの推進

容器包装については、「静岡県分別収集促進計画」に基づき市町の容器包装のリサイクルシステムの確立を支援します。

家電リサイクルの推進

家電リサイクル法の対象となる4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)について、適正な回収及び再資源化ができるよう普及啓発に努めます。また、買替えでもなく、過去に購入した小売業者が特定できないような場合で小売業者に引取り義務が課されない「引取義務外品」に係る回収体制の維持のため、市町等を支援します。

再生事業者登録の活用

廃棄物再生事業者登録制度の活用により、古紙、金属くず、空き瓶類、古

繊維の適正な再生を促進します。

積極的な情報発信

温室効果ガス削減に効果的とされる再生可能エネルギー(太陽光発電や風力発電等)の設備の設置・導入が進む中、将来の大量廃棄が見込まれることから、排出事業者や処理業者に向け、使用済み設備の適正な処分及びリサイクルの徹底などの情報発信を行います。

オ リサイクル製品認定制度の普及推進

リサイクル製品の安全・安心に関わる基準を設定し、適正なリサイクル製品であることを認定する「静岡県リサイクル製品認定制度」について、関係機関・団体への説明会やパンフレットの作成・配布、ホームページへの掲載など幅広い広報を行い、認定制度や認定製品の周知を図るとともに、積極的な利用を呼び掛けます。

こうした関係機関と連携した取組により、県公共工事等での認定製品の積極利用をさらに推進し、適正なリサイクルを推進します。

カ エネルギー回収の促進

ごみの循環的利用及び処分の基本原則に基づいて処理を行った上で、焼却せざるを得ない廃棄物について、熱エネルギーとして回収を行う発電施設を有するごみ焼却施設が普及してきています。

市町の焼却施設の整備については、国の交付金を活用し、高効率のエネルギー回収及び停電時に自立稼働により処理事業が継続ができる廃棄物処理システムの確保を推進します。

令和4年度のプラスチック資源循環法の施行に伴い、プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収及び再資源化等が国の施設整備の交付金の交付要件になるため、法の趣旨を踏まえ、リサイクルやエネルギー回収等の先進事例や情報の収集と発信を行い、施設整備を予定する市町を支援します。

図表 32 県内のごみ焼却施設におけるエネルギー回収状況

区 分	施設数	余熱利用なし	余熱利用あり(うち発電あり)
市町等設置	32	11	21(10)

(令和3年4月時点の稼働中の施設)

図表 33 県内のごみ発電施設の整備状況

設置者	施設名	開始	処理能力	発電能力	総発電量 (R1)
静岡市	西ヶ谷清掃工場	H22	500t/日	14,000kW	66,411MWh
	沼上清掃工場	H7	600t/日	8,390kW	47,034MWh
浜松市	南部清掃工場	S56	450t/日	2,800kW	22,737MWh
	西部清掃工場	H20	495t/日	9,600kW	47,382MWh
島田市	田代環境プラザ	H18	148t/日	1,990kW	10,403MWh
富士市	環境クリーンセンター	S61	300t/日	1,100kW	8,891MWh
磐田市	磐田市クリーンセンター	H23	224t/日	3,000kW	13,665MWh
御殿場市・小山町広域行政組合	富士山エコパーク焼却センター	H27	143t/日	2,500kW	14,853MWh
掛川市・菊川市衛生施設組合	環境資源ギャラリー	H17	140t/日	1,700kW	9,096MWh
袋井市森町広域行政組合	中遠クリーンセンター	H20	132t/日	1,784kW	10,620MWh
10 施設計		-	3,132t/日	46,864kW	251,092MWh

(2) プラスチックごみ対策の推進

ア 海洋プラスチックごみ防止の取組

ごみ削減に必要な従来の3Rに、使い捨てプラスチックの使用自粛や海岸・河川の清掃活動への参加など県独自の3Rを加え、県民一人ひとりの実践を呼び掛ける、海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」(令和元年度～)を市町や賛同者と連携して展開し、多くの県民・事業者にプラスチックごみの発生抑制と海洋流出防止の取組の実践を呼び掛けていきます。使用後に海洋環境に流出するおそれのある肥料の被覆材や漁具等のプラスチック製品については、国のバイオプラスチック導入ロードマップ等を参考に、生分解性プラスチックなどの活用を事業者に呼び掛けます。

イ プラスチック資源のリサイクルの徹底

プラスチック資源のリサイクルを促進を目的とした、プラスチック資源循環法が令和4年4月に施行される見込みであり、製造事業者等が努めるべき環境配慮設計、市区町村の分別回収及び製造事業者等による自主回収、排出事業者の再資源化等の措置を講じるよう求めています。

国は、同法に基づき、事業者に対し、プラスチック使用製品の製造等の過程における端材の発生抑制や、流通の過程において使用されるプラスチック製の包装材の簡素化など、事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出を抑制する工夫を求めています。

県民・事業者に6R県民運動を通してリサイクルを実践するよう呼び掛けていきます。

また、市町によるプラスチック製品の収集が個々の事情に応じて柔軟に進み、事業者による回収・再資源化が推進されるよう、国の動きを踏まえ、資源化施設等の導入事例や、施設・設備の高度化に係る国庫補助金の活用等について、市町や事業者に情報発信します。

ウ プラスチック代替素材への転換促進

国は、プラスチック資源循環法に基づき、従来無料で提供されてきた使い捨てプラスチックのスプーンやストロー、クリーニングハンガーなど12品目を「特定プラスチック使用製品」に指定し、事業者に対し、有料化など提供方法の工夫や、再生可能資源や再生プラスチック等の代替素材への転換など製品の工夫を求めています。

特定プラスチック使用製品に限らず、より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装や製品の原料を再生材や紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源に適切に切り替えていく必要があります。

代替素材を活用した先進事例の情報を収集して事業者に取り組を呼び掛けるとともに、事業者の取組を県民に周知して積極的な利用を啓発します。

代替素材への転換促進に当たっては、プラスチックの機能性や利便性に留意し、代替素材の使用によりかえって全体的な環境負荷が増大することのないように配慮することも県民や事業者に啓発します。

基本方針 2 廃棄物適正処理の推進

1 現状と課題

(1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成

事業活動に伴って発生した廃棄物は、排出事業者自らの責任において、法に基づき適正に処理しなければなりません。一部の違法・不適正な処理によって、生活環境への悪影響が懸念されています。処理体制の整備や不法投棄等防止のため、事業者指導を強化するとともに優良事業者の育成を図る必要があります。

加えて、廃棄物処理に係る情報管理の合理化を図るため、電子マニフェストの一層の普及を促進するほか、自動車リサイクル法、建設リサイクル法などに基づき、関連事業者への監視、指導等を強化する必要があります。

P C B (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物、水銀廃棄物など有害物質を含む廃棄物等についても、適正な処理が求められています。

(2) 不法投棄対策の推進

県内の不法投棄の発見件数は減少傾向となっており、大規模案件は減少しているものの、リサイクル、有価物・土砂を称する偽装など、手口が巧妙化し、産業廃棄物の不適正処理の認定が難しい事案が増加しています。一旦発生すると、原状回復に向けた指導には多くの時間と手間を要することから、関係機関・関係団体との連携強化やパトロール回数の増加等により早期発見に努めるとともに、「排出事業者責任」の徹底を図り、罰則が強化された法令に基づいて、行政処分の厳正な執行が求められています。

図表34 産業廃棄物の不法投棄発見件数等の推移 (政令市を除く。)

年 度	単 位	27	28	29	30	元	2
発見件数	件	33	23	29	24	16	17
(うち富士山麓)		(14)	(12)	(8)	(10)	(4)	(12)
発見量	トン	299	219	108	132	202	127
(うち富士山麓)		(50)	(34)	(44)	(38)	(93)	(96)

(3) 災害廃棄物の適正処理の推進

大規模災害時に発生する廃棄物を関係機関・関係団体と連携して適切、迅速に処理するため、初動対応に必要な事項をあらかじめ定め、発災時には、被害状況を踏まえ、直ちに対応できるよう、災害廃棄物処理計画の充実を図る必要があります。また、単独の市町で処理が困難な場合や、県内だけで処理できない場合に対応できるよう、県内市町等の相互協力や、県域を越えた支援・受入要請など広域的な相互支援体制の構築を図る必要があります。

被災支援の知見をもった自治体職員を登録し、災害時に、受援したり、派遣したりする人材バンク制度を活用していくことも必要です。

(4) 廃棄物処理体制の充実

人口減少の進展により、一般廃棄物排出量の減少が見込まれ、効率的な処理施設の運営が求められるため、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化及び施設の長寿命化・延命化を図ることが必要です。

近年、家庭や中小の事業所から排出される使用済み家電製品等を収集、運搬する「不用品回収業者」の中には、一般廃棄物処理業の許可等を受けず廃棄物処理法に抵触する違法な行為を行っている場合もあるため対策が必要です。

海岸には、近年、多発する自然災害により発生・漂着した流木等の廃棄物や、海岸利用者等がポイ捨てしたプラスチックごみ等が集まり、海岸環境の悪化が懸念されるため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図ることが必要です。

2 取組方針

一般廃棄物の適正処理を推進するため、観光業や小売業など主要産業の違いや特性など市町の実情に合わせた、助言や技術的支援を行います。

産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者の処理責任を徹底します。産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設設置の許可等について、法令等に基づく厳格な審査を行うとともに、産業廃棄物処理施設の定期検査及び水質の検査等を活用した的確な事業者指導を推進します。また、PCB廃棄物等の有害物質を含む廃棄物等の適正処理を推進します。

図表 35 令和 2 年度産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理業許可の状況
(政令市を除く。)(件)

区 分	許可件数			変更届	令和 2 年度末 許可業者数
	新規	更新	変更		
産業廃棄物収集運搬業	384	946	111	4,580	7,501
産業廃棄物処分業	6	78	13		391
特別管理産業廃棄物収集運搬業	20	48	10	702	521
特別管理産業廃棄物処分業	0	0	0		13
計	410	1072	134	5,282	8,426

図表36 令和 2 年度産業廃棄物処理施設設置許可の状況 (15条施設)
(政令市を除く。)(件)

区 分	許可件数		事前協議	令和2年度末 許可施設数
	新規	変更		
中間処理施設	5	3	5	472
最終処分場	2	1	0	53

県と市町が連携して、一般廃棄物・産業廃棄物の区分にとられない指導・監視体制を構築します。複数の市町に係る問題については、広域的な視点から調整や助言を行います。

廃棄物の不法投棄撲滅に向けて、県民の意識の高揚を図り、不法投棄110番の運用、不法投棄監視員の委嘱、民間企業等との協定により、県民総ぐるみの監視通報体制を構築し、不法投棄をさせない社会環境を作り上げていきます。警察などの関係機関との連携を深め、不法投棄を早期に発見し、行為者や関係者への責任追及を徹底します。

土砂の不適切な県内搬入事例の発生を防止するため、県や市町の土砂担当部門との連携を強化します。

図表37 不法投棄通報制度の状況（令和2年度実績）(件)

区 分	通 報 件 数
一般廃棄物関係	10
産業廃棄物関係	20
そ の 他	16
計	46

3 具体的取組

(1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成

ア 排出事業者処理責任の指導の徹底

廃棄物の発生から最終処分までの管理を適正に行う排出事業者処理責任を徹底するため、産業廃棄物の排出事業者と連携して、廃棄物処理法に関する研修会や立入検査を通じて、処理基準、委託基準及びマニフェスト制度などに関する法令遵守の指導を行います。

県外から搬入される産業廃棄物の適正処理のため、県外排出事業者に対し、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例(以下「条例」という。)に基づく搬入処分計画の事前協議の実施を徹底します。

イ 産業廃棄物処理施設・処理業者への指導の強化

廃棄物の適正処理を徹底するため、処理業者や処理施設設置者に対する法令、条例に基づく審査や立入検査を的確に行うとともに、監視、指導・助言及び適正処理推進研修会等を行います。

産業廃棄物処理業者による不適正処理を防止するため、処理業許可の申請における厳格な審査を継続するとともに、悪質な法令違反者には、行政処分執行など迅速かつ厳正に対処します。

ウ 優良基準適合産業廃棄物処理業者の拡大

産業廃棄物の適正な処理体制の整備を図るため、優良産業廃棄物処理業者認定制度に係る研修会等を開催し、基準適合業者数の増加を図るとともに、認定業者が優先的に委託先として選定される環境づくりを推進します。

エ 電子マニフェストの普及促進

廃棄物の不適正処理を抑止するとともに廃棄物処理に係る情報管理の合理化を図るため、排出事業者や処理業者への研修会を開催し、電子マニフェストの普及をより一層促進します。

オ 自動車リサイクル法に基づく監視・指導の実施

自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正処理をより促進するため、自動車解体業者や破砕業者等関連事業者への監視・指導等を実施します。

カ 建設工事におけるパトロール等監視・指導の実施

建設工事における更なる産業廃棄物の取扱いの透明性を図るため、関係機関との連携によるパトロール等監視・指導等を実施します。

キ 事業者表彰の実施

産業廃棄物の減量化、再生利用の促進、中間処理施設の設置、最終処分場の確保等、産業廃棄物の適正処理の推進に貢献し、他の模範となる者の表彰を行うことで県民や事業者等の意識の高揚を図り、産業廃棄物の適正処理をより一層推進します。

ク 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の処分や再生利用の実態を調査し、適正処理に必要な情報の提供に努めるとともに、処理状況の透明化を促進します。

県内の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は12年3か月となっており(管理型最終処分場17年、安定型最終処分場7年5か月(令和3年3月末))、緊急事態とはなっていませんが、引き続き、産業廃棄物処理施設について、法的・技術的な助言などの支援を行うとともに、情報公開などの周辺住民への説明責任を指導します。

ケ PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物の適正処理を推進するため、「静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、令和9年3月までに県内に所在するPCB廃棄物の全量が確実に適正に処理されるよう、保管事業者及び使用事業者に対し、周知や指導に取り組みます。

コ ICTを活用した監視・指導

不適正保管や過剰保管の防止や再発抑止のため、監視・指導における抑止効果の高い新規技術の導入を検討します。

（コラム）（案） 電子マニフェストを活用しましょう

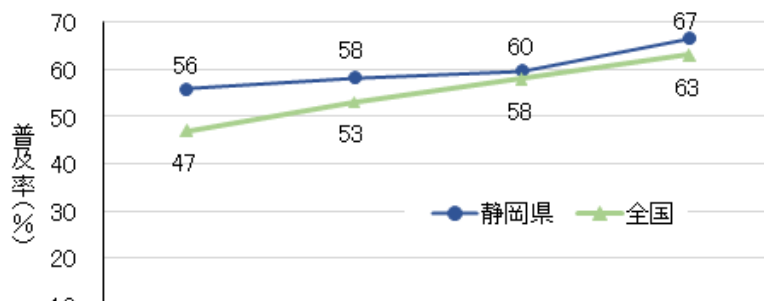
産業廃棄物管理票（マニフェスト）には、紙マニフェストと電子マニフェストの2種類があり、排出事業者はこれらのいずれかを選択して使用します。電子マニフェストはWebを活用して、登録したり、廃棄物の処理状況の確認ができるなどの利点があることから、使用を推奨しています。

様々なメリットがある電子マニフェストを活用してみませんか。

【電子マニフェスト活用のメリット】

マニフェストの排出事業者の登録、処理業者の報告が簡単
紙マニフェストに必要な5年間保存が免除
廃棄物の収集運搬及び処分の状況を簡単、迅速に確認可能
マニフェスト情報の集計や社内システムとの連携が可能
排出事業者は年1回の産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要

< 電子マニフェストの普及率 >



(コラム)(案) 優良産業廃棄物処理業者認定制度

都道府県知事・政令市長が、遵法性や財務体質の健全性、ISO14001 やエコアクション 21 の認証等の優良基準を満たした業者を優良認定業者として認定する平成 23 年度から開始した制度です。

認定業者は、Web 上の優良産廃処理業者ナビゲーションシステム(優良さんばいナビ)で広く紹介されるほか、許可の有効期間の延長(5年から7年)、財政投融資における優遇、廃棄物の保管上限の引き上げなどのメリットがあります。

排出事業者にとっては、環境に配慮した事業活動をアピールできるほ

(2) 不法投棄対策の推進

ア 早期発見・早期撤去の取組拡大

不法投棄の早期発見を図るため、職員に加え民間監視員、民間警備会社への委託、関係機関による船艇やヘリコプターによるパトロールを実施します。不法投棄を発見した場合には、警察とも連携を密にして、速やかに行為者と関与者を特定し、早期撤去を指導します。

不法投棄された廃棄物の撤去活動等、NPO等の自主的な取組に対して支援するとともに、不法投棄未然防止等のための関係機関との協定や各種会議を通して官民が連携し、多様な主体との連携をより不法投棄の未然防止を強力に推進します。

不法投棄に関係した排出事業者や処理業者、行為者等に対する粘り強く、撤去指導を行うとともに、改善がない場合は、躊躇なく改善命令や措置命令の処分を行います。

イ 啓発活動等の推進

県民の意識の高揚を通じて不法投棄を防止するため、市町、関係団体等と連携し、街頭キャンペーン等の啓発活動を行い、県民からの通報に対しては、現地確認や関係機関への連絡等、迅速に対応します。

ウ 監視の強化

富士山麓等の不法投棄が多発する地域や不適正処理が疑われる場所では、監視カメラの活用、重点的なパトロールの実施等により、監視を強化していきます。

エ 関係者との緊密連携

山梨県、神奈川県などの隣県との緊密な連携を図るため、情報交換のための会議や合同パトロールを実施します。

不法投棄行為に対する告発による罰則の適用も方策の一つとして、警察との連携強化を図ります。

土砂と称して廃棄物処理法違反をかいくぐろうとする悪質な行為を防止するため、県や市町の土砂部門との連携強化を図ります。

オ ICTを活用した早期発見・監視

不法投棄廃棄物の早期発見のため、不法投棄監視・指導における新規技術の導入を検討します。

(コラム)(案) 世界文化遺産富士山を官民協働できれいに

不法投棄された廃棄物は、捨てた者が撤去することが原則です。

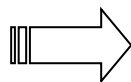
県では、不法投棄した者を特定するために調査を行いますが、比較的小規模な不法投棄の場合、現場に残された手がかりが少なく、特定することが困難で撤去を指導することができません。また、法令上、県が直接廃棄物を撤去するのは、廃棄物が有害なものである場合等に限られます。

平成 25 年 6 月に世界文化遺産に登録された富士山周辺では、過去に不法投棄された産業廃棄物が残っており、豊かな環境と景観を阻害しています。そこで、県では民間のボランティアの皆様のお力等を借りて、こうした廃棄物を撤去するため、富士山麓不法投棄廃棄物撤去支援事業を創設しました。これは、投棄者が不明・死亡等の理由で撤去される見込みのない廃棄物の処分費用等を助成するもので、平成 26 年度には、廃タイヤ、木くず、がれき、かわら等、合わせて約 47 トンの廃棄物が撤去されました。

撤去作業に参加したボランティアの皆様からは、「富士山にこんなにごみがあるとわかって驚いた。」とか、「今後も撤去活動を継続していきたい。」との声が寄せられており、今後もこうした活動が広がっていくことが期待できます。



撤去活動前



撤去活動後

(コラム)(案) 不法投棄防止啓発活動と不法投棄 110 番

産業廃棄物の不法投棄防止、早期発見のためには、一般県民の皆様を含めた社会全体で監視をしていくことが重要です。そこで、県では6月の環境月間、12月の不法投棄撲滅月間にあわせて、県内5箇所では不法投棄撲滅街頭キャンペーンを開催しています。これは県民の皆さんに不法投棄防止に対する意識を高めてもらうことと、不法投棄通報制度(通称「不法投棄 110 番」)の周知を目的に、毎年行っているものです。

不法投棄等についての情報は、廃棄物リサイクル課内に設置された「不法投棄 110 番」で24時間受け付けています。

平成26年度には、県民の通報をきっかけに原因者が特定され、検挙につながった事例もありました。こうした有力な情報提供には、1万円の報奨金を交付する制度もあります。

これからも、「不法投棄。させない・されない・許さない!」をスローガンに、不法投棄撲滅を目指していきます。



(3) 災害廃棄物の適正処理の推進

ア 静岡県災害廃棄物処理計画の充実

過去に発生した東日本大震災等の災害からの知見や教訓を踏まえ、平常時から災害廃棄物処理対策に取り組んでいます。

災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を目的に、平成27年3月、静岡県災害廃棄物処理計画を策定しました。この計画は、廃棄物処理法第5条の5において定められた都道府県廃棄物処理計画に記載された大規模な災害に向けた対策の基本的考え方を具体的に示すものとして位置付けています。

令和元年台風19号の災害廃棄物処理の経験などを踏まえ、計画の実効性を確保するため、令和2年7月にこの計画を改正しました。

今後も継続的に見直し、情報伝達訓練や職員研修による人材育成を行い、市町の災害対応力強化を支援します。

イ 広域連携体制の構築

災害時においても、平常時と同様に、環境保全に努めるとともに、徹底した分別、再生利用等による減量化を基本的な考え方として、市町や民間団体等と連携・協力して災害廃棄物処理に取り組み、復旧・復興を進めます。

単独の市町において処理が困難な場合は、県内の市町等が相互協力し、広域的に処理する体制の構築に取り組みます。

県内だけで対応できない大規模な災害が発生した場合は、県域を越えた支援要請や受入要請に対応できるよう、環境省が設置する災害廃棄物対策ブロック協議会（関東、中部）に参画し、相互支援体制の構築を進めます。

(4) 廃棄物処理体制の充実

ア ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の推進

焼却施設の整備については、国通知や静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープランに基づき、広域的・中長期的な視点で、ブロック区割りごとに進捗状況を把握し、安定的・効率的な処理体制の構築を推進します。また、具体的な検討及び協議が円滑に進むよう関係市町等との調整を行い、支援します。国の交付金活用による一般廃棄物処理施設の整備に必要な「循環型社会形成推進地域計画」を策定する市町等へ技術的援助や助言を行います。

最終処分場については、各市町において、排出削減やリサイクルなどによる中間処理の推進や、民間事業者への委託処理による最終処分場の複数確保を図ります。

し尿処理施設については、老朽化に伴い、下水処理施設との連携や、付帯する焼却施設を廃止し自治体の焼却施設で処理するなど効率化を推進します。また、ストックマネジメントの考え方により基幹的設備改良工事を実施する場合や、リン等の回収により資源化ができる汚泥再生処理センターとしての整備を推進します。

廃棄物系バイオマスの利活用は、温室効果ガスの排出削減に資することから、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等の整備や民間施設の活用を推進します。

イ 不用品回収業者対策の強化

不用品回収業者は、「なんでも回収します。」と宣伝しながらトラックで戸別回収する者、無料回収等の看板やのぼり旗を立てた空き地や駐車場へ使用済家電製品を持ち込ませる者、インターネットやチラシで不用品回収を宣伝し訪問回収する者が該当します。

こうした者の中には、産業廃棄物処理業や古物商の許可がある旨を表示し、いかにも合法業者であるかのように装っている場合があります。

「無料をうたっておきながら作業後に料金を請求された。」「当初の見積も

りの2倍以上の料金を請求された。」等の消費者トラブルになった事例も報告されていることから、消費生活センターや市町と連携して、県民への使用済家電の適正な処分方法の周知・徹底を図ります。

平成30年に廃棄物処理法が改正され、有価物である特定の使用済家電(テレビ、エアコン等の計32品目)の保管や処分を行う事業者は、県への届出が必要となりました。

これらの業者に対する対策として、平成30年7月に市町や警察等の関係機関と設置した「静岡県不用品回収拠点対策協議会」と連携し、立入検査や職員研修等を実施し、監視体制及び指導を強化します。

ウ 海岸漂着物等対策の推進

平成21年に、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法)が制定され、本県においても、海岸管理者、市町、ボランティア団体など、関係者による海岸漂着物対策が行われてきました。

海岸漂着物対策をより一層促進するため、平成27年に策定した静岡県海岸漂着物対策地域計画に基づき、関係者の相互協力を更に強化し、県内海岸の良好な景観及び環境の保全を図ります。

海岸の良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図るため、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る事業を行う市町に対して助成します。

令和元年度から開始した海洋プラスチックごみ防止6R運動を展開し、海岸での清掃活動やポイ捨て防止の啓発により、県民の実践行動を促進します

エ コロナ禍における事業継続

感染性廃棄物や医療系廃棄物が適正に処理されるよう、周知・徹底します。家庭からのごみの出し方については、市町等と連携し、住民へごみ袋の縛り方などの周知・徹底を図ります。

平常時と同様に、一般廃棄物や産業廃棄物の処理業務が円滑に行えるよう、市町や業界団体等と連携し、処理業者に対し、業務継続計画の策定や感染防止対策強化を促します。

基本方針3 サークュラーエコノミーに向けた基盤づくり

1 現状と課題

(1) 新たなプラスチック戦略の推進

プラスチック資源循環は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等の対応を契機として重要性が高まっており、国は、世界全体での資源・環境問題のみならず、経済成長や雇用創出等により持続可能な発展に貢献することを目指して、新たなプラスチック資源循環戦略を公表しました。

これを踏まえ、本県でも、使い捨てプラスチックの使用削減や代替品の開発・利用促進を図るとともに、分かりやすく効率的な分別・リサイクルを推進し、資源としてのプラスチックの循環利用を目指す必要があります。

(2) 食品ロス対策の推進

世界の食品ロスの発生量は食料援助量を大きく上回り、食品ロス削減は国際的な課題となっています。食品ロス削減は一般廃棄物の削減の観点から重要であることを踏まえ、個人や事業者等のあらゆる主体が食品ロスの問題を「我が事」として捉え、理解した上で、食品の生産、流通、販売、消費等のライフサイクル全体で食品ロス削減に取り組むよう意識啓発を図る必要があります。

(3) 循環産業の振興

世界的なサーキュラーエコノミーへの転換の潮流を踏まえ、産業界や学界と連携し、新たな環境関連技術・製品の創出や、既存の技術等の普及、促進を図っていく必要があります。また、静岡県リサイクル製品認定制度を活用して環境配慮型製品を製造する企業等を支援し、リサイクル認定製品の普及促進を図る必要があります。

(4) 住民等への啓発、関係機関との連携強化

廃棄物・リサイクルに関する高い意識を持ち、主体的に行動できる人材を育成するため、子どもたちへの教育を始め地域社会に根差した環境教育や、消費者の視点で環境に配慮した行動のための消費者教育を推進する必要があります。また、県庁内関係各課との連携はもとより、環境・資源等に関する団体や企業等との連携を強化し、廃棄物・リサイクルに係る課題等に一丸となって取り組み、施策を推進する体制を構築する必要があります。

2 取組方針

資源が効率的に循環し環境への負荷ができる限り少なくなることにより、自然環境が確保されます。

これまでの「ごみを減らそう」ととどまらず「更に循環活用しよう」へ意識を転換していくことを目指します。

その資源を創意工夫し最大限活用できるよう、地域の多様な主体との協働の下で啓発の取組を促進します。

プラスチック資源循環について、国の「プラスチック資源循環戦略」等を踏まえて、静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」の展開や、プラスチックのリサイクルの徹底に取り組みます。（再掲）

食品ロス削減推進法及び国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえて、多様な主体と連携して取組を進めます。

消費者や食品関連事業者等は、自ら果たすべき「役割と行動」を理解し、実践します。また、食品関連事業者等は食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝えます。消費者は、それを知り積極的に取り組む食品関連事業者等の商品やサービスを積極的に利用するという相乗効果を図ります。

生産・流通・回収・リサイクルの過程を通して、多様な主体が連携し、市町単位だけでなく広域的な地域単位で、地域にある様々な資源を地域で循環利用し、循環ビジネスの創出や地域循環共生圏の構築につなげます。

3 具体的取組

(1) 新たなプラスチック戦略の推進

ア 海洋プラスチックごみ防止の取組（再掲）

ごみ削減に必要な従来の3Rに、使い捨てプラスチックの使用自粛や海岸・河川の清掃活動への参加など県独自の3Rを加え、県民一人ひとりの実践を呼び掛ける、海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」を令和元年度に開始しました。

市町や賛同者と連携して、多くの県民・事業者にも6R県民運動を認知してもらい参加を促し、海洋流出防止の取組の実践を呼び掛けていきます。

使用後に海洋環境に流出するおそれのある肥料の被覆材や漁具等のプラスチック製品については、国のバイオプラスチック導入ロードマップ等を参考に、生分解性プラスチックなどの活用を事業者にも呼び掛けます。

イ プラスチック資源のリサイクルの徹底（再掲）

プラスチック資源循環法が令和4年4月に施行される見込みであり、プラスチック資源のリサイクルを促進するため、製造事業者等が努めるべき環境配慮設計、市区町村の分別回収及び製造事業者等による自主回収、排出事業者の再資源化等の措置を講じるよう求められます。

国は、同法に基づき、事業者に対し、プラスチック使用製品の製造等の過程における端材の発生抑制や、流通の過程において使用されるプラスチック製の包装材の簡素化など、事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出を抑制する工夫を求めています。

県民・事業者に6R県民運動を通してリサイクルを実践するよう呼び掛けていきます。

また、市町によるプラスチック製品の収集が個々の事情に応じて柔軟に進み、事業者による回収・再資源化が推進されるよう、国の動きを踏まえ、資源化施設等の導入事例や、施設・設備の高度化に係る国庫補助金の活用等について、市町や事業者に情報発信します。

ウ プラスチック代替素材への転換促進（再掲）

国は、プラスチック資源循環法に基づき、従来無料で提供されてきた使い捨てプラスチックのスプーンやストロー、クリーニングハンガーなど12品目を「特定プラスチック使用製品」に指定し、事業者に対し、有料化など提供方法の工夫や、再生可能資源や再生プラスチック等の代替素材への転換など製品の工夫を求めています。

特定プラスチック使用製品に限らず、より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装や製品の原料を再生材や紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源に適切に切り替えていく必要があります。

代替素材を活用した先進事例の情報を収集して事業者に取り組む呼び掛けるとともに、事業者の取組を県民に周知して積極的な利用を啓発します。

代替素材への転換促進に当たっては、プラスチックの機能性や利便性に留意し、代替素材の使用によりかえって全体的な環境負荷が増大することのないように配慮することも県民や事業者に啓発します。

(2) 食品ロス対策の推進（一部再掲）

ア 県民の意識啓発（キャンペーン等の実施）

県民、事業者、行政等が一体となり、食品ロスの削減に取り組みます。環境教育や消費者教育、事業者向け講習会等を実施したり、県民に対し食品ロス削減の3つのポイント「買いすぎない」「使いきる」「食べきる」を啓発します。（再掲）

県民に対する啓発では、賞味期限と消費期限の違いや、事業者の行う商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組などの理解を促進します。

エシカル消費や食農教育等の啓発とも連携していきます。

食品の備蓄に当たっては、食品を少し多めに買い置きして、食べたならその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図ります。

食育に関する取組との連携を図りつつ、県民や児童・生徒に家庭や学校給食に係る食品ロス削減の出前講座などの啓発を推進します。

外食時の持ち帰り（ドギーバッグ）は、極力持ち帰りの発生しないよう小盛サービスの利用などを含め「食べきり」に努めることを前提に、外食事業者の説明をよく聞いた上で「自己責任で持ち帰り」を行うことを県民に啓発していきます。

事業系食品ロスを削減するため、県民に対し外食店等での食べきりを啓発するとともに、規格外・未利用の農林水産物の活用や食品ロス削減のための商慣習見直し、外食店での小盛サービスの提供など、食品関連事業者等の積極的な取組を促進します。

各市町においても、食品ロスの現状把握や「食品ロス削減推進計画」の策定に取り組むよう市町に働きかけていきます。

イ フードバンク等の取組への支援

フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結し、生活困窮者への支援にもつながるため、県民や事業者に対し、フードドライブの活用などの啓発を行い、県内のフードバンク活動団体の取組を支援します。（再掲）

(3) 環境ビジネスの振興支援

ア 静岡県環境ビジネス協議会への支援

産官学で構成する静岡県環境ビジネス協議会では、循環型社会の形成に向けて新たな環境関連技術・製品の創出と既存の技術等の普及と促進を図っています。この協議会の会員として運営に携わるとともに、エネルギーやバイオマスなどをテーマとした視察会、セミナー、研究会等の事業を支援します。

イ リサイクル製品認定制度の普及推進

「静岡県リサイクル製品認定制度」の普及促進により、環境配慮型製品であるリサイクル認定製品の認定数の増加を図ります。

(4) 住民等への啓発、関係機関との連携強化

ア 環境教育の推進

循環型社会の形成に向けては、将来を担う子どもたちへの教育が重要であるため、体験を重視し地域に根ざした学習等、環境教育の推進を図ります。

「環境」をキーワードに、企業、NPO法人、社会教育施設、行政等多様な主体が協力し、県民が様々な環境学習会等の選択肢の中から自由に選び、参加できる機会を創出します。

イ 消費者教育等の推進

食品ロスの削減などの普及啓発や、賞味期限等に対する正しい理解など消費者教育等を通じて意識改革を促し、環境に配慮した消費行動がとれる消費者の育成を図ります。

個々の消費者の消費生活の多様性を尊重しつつ、地域、国、地球レベルで公正かつ持続可能な社会の形成を目指し、社会的価値行動がとれる消費者を育成します。

地域や学校における消費者教育を推進するため、行政職員、教職員、地域人材等を対象に指導法講座等を開催します。

ウ 各種表彰制度の実施

県民の3R推進に対する理解と行動を後押しするため、大臣表彰や県知事表彰、団体表彰など様々な表彰制度により、循環型社会づくりに貢献している個人、グループ、学校及び事業所等を表彰し、優れた3Rの取組の普及や広く啓発を行います。

エ 静岡県環境衛生自治推進協会連合会(環自連)との連携

県民の自発的、自主的なごみ削減の実践行動を促すため、環自連と連携し、市町環境衛生自治推進協会等を通じ地域住民組織の活動を支援します。環自連が毎年度開催する環境衛生大会において環境衛生功労者の表彰を行うほか、講演や事例発表を行う「3R推進フォーラム」を開催し、3Rの啓発活動を進めます。

オ 関係機関との連携強化

県庁内連携強化

静岡県循環型社会形成推進連絡会議(連絡会議)において、各部局の循環型社会形成に関連する施策の進捗状況の把握や情報交換を行います。

【関係施策一覧】*記載事項は例示であり、連絡会議で情報交換や連携を図ります。

基本方針	内 容(例示)		分野
1 循環資源の3Rの推進	営繕工事におけるエコマテリアルの活用	「“ふじのくに”エコロジー建築設計指針」の方針を遵守し、営繕工事における副産物の再利用及びリサイクル材の採用に努める。	営繕
	消費者への期限表示の普及啓発による食品ロス削減	保健所が実施する講習会やホームページ・マスメディアを通じた情報提供等、消費者に対する食品の安全に関する教育活動に併せて食品表示の賞味期限及び消費期限に関する知識を普及啓発し、消費者が期限表示について正しく理解することでまだ食べられる食品を捨てないようにする。	保健衛生

	ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査	各保健所管内のドライクリーニング施設(コインランドリー施設)について、隔年で、保健所の環境衛生監視員が、ドライクリーニング溶剤が適正に管理・処理されているか調査指導を実施する。	
	生活衛生営業指導業務委託	生活衛生営業施設の指導業務の一部を(公財)静岡県生活衛生営業指導センターに委託し、クリーニング生活衛生同業組合の生活衛生営業指導員を通じて、特別管理産業廃棄物の適切な管理を指導するとともに、溶剤漏出の抑制による効率化、溶剤使用総量の減量化を図る。	
	静岡県クリーニング生活衛生同業組合の取組	組合員に対し、使用済の金属製ハンガー・塩ビ製ハンガーのリサイクル、エコ商品(溶剤完全回収型のドライ機等)の使用促進、衛生関係法令の周知活動を引き続き行う。また組合オリジナルのエコリターンバックを作成し、希望者への斡旋販売を引き続き実施する。	
基本方針	内 容(例示)		分野
1 循環資源の3Rの推進	バイオマス活用推進計画の策定支援	バイオマスタウン構想でとどまっている市をはじめとして、より多くの市町がバイオマス活用推進計画を策定するよう、支援を行う。	バイオマス
	バイオマス利活用の促進	県民・事業者等を対象としたセミナーや情報交換会議の開催により、バイオマス利活用の促進を図る。	
	エコショップ宣言制度の普及促進	堆肥販売業者が「ふじのくにエコショップ宣言」し、環境に配慮した経営取組を実施できるよう、堆肥共励会を通じて普及促進を図る。	畜産
	学校給食用牛乳紙パックの回収リサイクル	県内学校給食用牛乳の紙パックを回収し、リサイクルする。	
	未利用、低利用水産物の有効活用	大量に水揚げされ肥料等にされてしまう魚や、未利用で廃棄されている部位を加工して販売する取組に対し支援する。	水産
	富土地域再生家庭紙利用促進協議会との連携	当協議会は再生紙需要の促進を図り、リサイクル産業としての製紙産業の発展・環境問題へ寄与することを目指している。紙の円滑なリサイクルシステム確立・再生家庭紙需要の促進を図り、調査研究をはじめ、富士山紙フェアへの協賛、都市圏でのキャンペーンの実施などに引き続き取り組む。	商工
	紙パルプ産業に関連する情報の収集	県富士工業技術支援センターでは、印刷物等がグリーン購入法の調達基準を満たすかどうかの判断に利用される、リサイクル適性試験の実施など、古紙の利用促進に関する支援を行っている。その他にも各種紙関連団体と連携し、紙パルプ分野の情報を収集し、必要があれば情報提供を行う。	
	解体工事業者への建設リサイクル法周知	解体工事業者の新規登録及び更新の際に、建設リサイクル法のパンフレット(環境省作成)を同封し遵守を徹底させる。	

基本方針	内 容(例示)		分野
2 の 適 正 処 理 の 推 進	農業用廃プラスチックの適正処理推進	農業用に使用した廃プラスチックを適正に処理するよう関係機関と連携して推進する。	農業
	家畜排せつ物の適	畜産農家を全戸巡回し、排せつ物処理状況の確認、指導	畜産

	リサイクル認定製品の利用促進	静岡県リサイクル認定製品について各研修会等でのPRを行い、工事発注時の単価作成を行う。	公共 工事
	下水汚泥の利用促進	下水道事業を実施している市町に対し、新技術によるエネルギー化などの情報提供を行い、下水汚泥の有効利用の継続と更なる利用の促進を働きかける。	下水
	文書リサイクルシステムの円滑な運用	不要文書の再資源化の推進と情報管理の徹底のため、平成19年10月から導入した文書リサイクルシステムにより、県庁内の機密文書の溶解処理を行う。	庁内 文書
	浄水場発生土の有効活用	浄水場発生土の全量を中間処理又は有価処理(販売)し、100%有効利用する。また、廃棄物ゼロ(ゼロエミッション)を目指して、有価処理(販売)を積極的に行うとともに、販路の拡大を進める。	浄水

	正処理推進	を行う。また、家畜糞尿の処理施設等の整備助成を行う。	
	紙関連団体との連携・活動状況把握	関連団体である(一社)静岡県紙業協会、(一社)静岡県紙パルプ技術協会の会員企業のほとんどが、抄紙時に発生する廃棄物(PS灰)を有効活用するために収集・処理している。富士市役所が収集したデータを元に、有効活用の状況・処理量の推移等の情報を収集する。	商工
	電子manifestoの利用推進	交通基盤部の発注する工事において、電子manifestoの利用について推進する。	公共工事
3 循環型社会を担う基盤づくり	環境に配慮した農業の推進	農業の環境への負荷を軽減するため、化学肥料や化学農薬の削減、地球温暖化防止、生物多様性の保全など、環境保全型農業の生産者への普及と消費者の理解促進を図る。	農業
		環境保全型農業の普及を図るため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマーの認定等を進めるとともに、制度のPRを行う。	
	有機農業を志向する農業者や消費者を支援するため、交流会の開催や情報交換を行う。		
	堆肥共励会の開催	県内畜産農家のうち良質堆肥生産者を表彰する。畜産堆肥を耕種農家に紹介し、堆肥利用作物の品質向上につながる資源循環型社会を推進する。	畜産

外部連携強化

市町・一部事務組合、近隣県や各種団体等と連携し、循環型社会形成に向けた情報交換や良好な生活環境の確保に向けた対策を講じていきます。

【外部連携一覧】

名称	目的	構成
廃棄物リサイクル推進連絡会	一般廃棄物の適正な処理を図るための情報交換	市町・一部事務組合
ごみ減量・リサイクル推進委員会 静岡県環境衛生自治推進協会連合会	県民・事業者・行政が一体となった実行ある取組	消費・生産・流通各団体
	地域社会の公衆衛生の向上、環境の美化、廃棄物対策に寄与	各地域環境衛生組織・市町
不用品回収拠点対策協議会	関係機関の不用品回収拠点（ヤード）対策に係る連携	県、市町、警察
中部圏循環型社会実現推進会議	循環型社会実現に向けた広域的な取組を推進するための情報交換、調査研究等	9県1市（富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重・滋賀・名古屋）
災害廃棄物に関する連絡会	大量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための情報共有、情報交換等	市町・一部事務組合・民間団体
大規模災害時廃棄物対策 関東ブロック協議会 中部ブロック協議会	災害廃棄物処理に関する連携・協力体制の構築	環境省地方環境事務所、県、市・各種団体等
山梨県・静岡県・神奈川県富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議	富士箱根伊豆地域における不法投棄の防止	静岡県、山梨県、神奈川県
産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（通称：産廃スクラム32）	広域にわたる産廃不適正処理の防止、良好な生活環境の確保	1都11県20市
富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議	富士山麓における不法投棄の未然防止	全39機関（市町・国・団体・民間・警察・県）
静岡県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会	不適正処理・不法投棄等の未然防止	静岡市、浜松市、警察、海上保安本部、産廃協会、県

第5章 計画の進行管理

1 計画の推進

本計画を推進するためには、県民、事業者、市町及び県などが、それぞれの責任と役割を認識し、相互に連携、協力のもとに一体となって取り組んでいくことが必要です。

県では、循環型社会の形成に向けた取組が推進されるよう、ホームページやSNS、広報誌等を活用するなど周知に努めるとともに、関係機関と協力、連携を図っていきます。

2 計画の進行管理

本計画の推進のため、毎年度、計画目標や指標の達成状況を確認し、「Plan（計画） Do（計画の実行） Check（確認・評価） Act（見直し）」のいわゆるPDCAサイクルで、取組を進めます。

なお、本計画で定めた施策や目標の進捗状況については、静岡県環境審議会及び連絡会議に毎年度報告し、その評価を踏まえ、その後の施策に反映させていきます。

【取組指標一覧】

基本方針	具体的取組	指標	H26実績	H32年度目標値	目標値の設定根拠	
基本方針1 循環資源の3Rの推進	(1) 県民総参加による2Rの推進	ふじのくにエコショップ宣言制度ホームページ閲覧数(延べ数/年)	58,321件	100,000件	直近3か年平均閲覧数を基準として、毎年1割以上の増加を目指す。	
		古布類のリユース・リサイクルを実施する市町数	27市町	35市町	市町による取組を促進し、全市町へ普及を目指す。	
		使用済小型家電の回収を実施する市町数	19市町	35市町	全市町において、使用済小型家電の回収体制を確立することを目指す。	
		産業廃棄物排出量	10,862千t(H25)	10,862千t	平成25年度の排出量の維持を目指す。	
		可燃ごみの排出量	1,033千t(H25)	919千t	平成25年度の1人1日当たり排出量と同比11%を目指す。	
	(2) 良質なリサイクルの推進	リサイクル認定製品認定数	51件	81件	毎年5品目の認定製品の増加を目指す。	
		下水汚泥リサイクル率	95.6%	100%(H30)	県内の下水汚泥の総発生量のうち、有効利用された下水汚泥の割合100%を目指す。	
		浄水場発生土の有効活用率	100%	100%	浄水場発生土の全量を中間処理又は有価処理(販売)し、100%有効利用する。	
	(3) エネルギー回収の促進	ごみ発電を実施する施設数(計画含む)	12施設	16施設	市町等が策定する循環型社会形成推進地域計画において、ごみ発電施設の整備を目指す。	
	基本方針2 廃棄物適正処理の推進	(1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成	多量排出事業者向け研修会の参加率	41%	毎年52%以上	過去最高参加率52%以上を毎年維持していく。
			優良基準適合産業廃棄物処理業者数	92事業者	150事業者	平成26年度の優良事業者数の概ね1.5倍増を目指す。
			電子マニフェスト普及率	41%(H25)	50%	平成25年度に循環基本計画(国)において目標とした50%の普及率を目指す。(H26全国普及率39%)
		(2) 適正処理推進体制の充実	一般廃棄物処理施設における事故発生件数	0件	毎年0件	全施設において適正な維持管理により、事故発生ゼロを目指す。

基本方針	具体的取組	指標	H26実績	H32年度目標値	目標値の設定根拠
基本方針2 廃棄物適正処理の推進	(3) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理の推進	高圧トランス・コンデンサ等の処理率	68%	92%	PCB廃棄物基本計画等の処理期限である平成34年度までに処理が完了するよう計画的な処理を推進する。
		安定器等・汚染物の処理率	0%	100%	PCB廃棄物基本計画等の処理期限である平成32年度までに処理完了を目指す。
		家庭から排出される水銀使用製品（蛍光灯）の適正処理ルートを確立した市町数	23市町	35市町	市町による取組を促進し、全市町へ普及を目指す。
	(4) 不法投棄対策の推進	産業廃棄物不法投棄発見件数(件数/年)	47件	16件	過去最少の発見件数を目指す。
		1件当たりの産業廃棄物不法投棄量	7t/件	5t/件	不法投棄がより小規模なうちの発見に努める。
	(5) 不用品回収業者対策の強化	不用品回収業者に対する監視及び指導を行っている市町の割合		100%	全県での不用品回収業者対策を強化する。
	(6) 災害廃棄物の適正処理の推進	市町の廃棄物処理施設における事業継続計画の策定割合	30%	100%	災害廃棄物処理の実効性を高めるため県内全施設での策定を目指す。
基本方針3 循環型社会を担う基盤づくり	(1) 環境教育等の推進	環境保全活動を実践している県民の割合	85.2%	100%	県民総参加による環境保全活動を目指す。
		消費者教育の人材育成(教職員)	147人	120人 (H26~29)	教職員に対する出前講座や研修等を充実し、県民生活センター単位で各10人の教職員の参加を目指す。
	(2) 海岸漂着物等対策の推進	海岸漂着物等の清掃活動を実施する市町数	18市町	21市町	海岸線を有する全市町(21市町)での実施を目指す。
	(3) 環境ビジネスの振興支援	《再掲》リサイクル認定製品認定数	51件	81件	毎年5品目の認定製品の増加を目指す。
	(4) 関係機関との連携強化	エコファーマーマークの利用率	38%	50% (H29)	エコファーマーの認定を受けた農業者のうち、出荷容器等に表示するためマークの使用申請した農業者の割合50%を目指す。